

○フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン 改定案

(下線は改正部分)

改定案	現行
<p>II. 電波法及び電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>2 電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>(1) サービス提供主体と責務</p> <p>フェムトセル基地局サービスには携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別 するものとして070/080/090番号の利用が予定されていること、利用者は通 常の基地局経由のサービスと同等の品質を期待していること、本サービスは 不感エリア等において携帯電話サービス及びBWAサービスを補完する役割を 果たすこと等を踏まえれば、携帯電話等事業者が本サービス全体について責 任を負うことが必要である。</p> <p>携帯電話等事業者は、当該サービスの提供条件において自己及び利用者の 責任を明確にしなければならない。なお、各々の責任に関する事項が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているときには、業務改善命令の 対象となり得る(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第29条)。</p> <p>携帯電話等事業者及び届出媒介等業務受託者(電気通信事業者の電気通信役務 の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。)をいう。)は、当該サービスに関する料金その他の 提供条件の概要(品質、提供を受けることができる場所、緊急通報(音声伝送サービスを行う場合に限る。))その他の利用に係る制限の内容等)を、契約の締結等に当たり説明しなければならない(同法第26</p>	<p>II. 電波法及び電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>2 電気通信事業法関係法令の取扱い</p> <p>(1) サービス提供主体と責務</p> <p>フェムトセル基地局サービスには携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別 するものとして070/080/090番号の利用が予定されていること、利用者は通 常の基地局経由のサービスと同等の品質を期待していること、本サービスは 不感エリア等において携帯電話サービス及びBWAサービスを補完する役割を 果たすこと等を踏まえれば、携帯電話等事業者が本サービス全体について責 任を負うことが必要である。</p> <p>携帯電話等事業者は、当該サービスの提供条件において自己及び利用者の 責任を明確にしなければならない。なお、各々の責任に関する事項が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているときには、業務改善命令の 対象となり得る(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第29条)。</p> <p>携帯電話等事業者及び媒介等業務受託者(電気通信事業者の電気通信役務 の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。)をいう。)は、当該サービスに関する料金その他の 提供条件の概要(品質、提供を受けることができる場所、緊急通報(音声伝送サービスを行う場合に限る。))その他の利用に係る制限の内容等)を、契約の締結等に当たり説明しなければならない(同法第26条及び</p>

条及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第1項)。

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第1項)。